

柏崎刈羽原子力発電所 6、7号機における原子力施設事態即応センターに係る
原子炉設置変更許可申請書の提出について

2026年5月18日
東京電力ホールディングス株式会社

本日、当社は柏崎刈羽原子力発電所 6、7号機の原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会へ提出いたしました。

当社では柏崎刈羽原子力発電所 6、7号機の重大事故に至るおそれのある事故、または重大事故に対処するために必要な体制の整備に関し、発電所外部の支援組織が活動する場所として、東京本社に原子力施設事態即応センターを設置しております。

今回の申請は、本社機能移転の一環として新潟県柏崎市内に建設中の新事務所内に新潟の原子力施設事態即応センターを追加することから、それらの内容を反映するものです。

なお、新事務所の竣工時期は 2026 年度を予定しておりましたが、建設業界における作業員不足や資機材不足等といった昨今の社会情勢の影響により、2027 年中へと見直すことにしました。

当社は、引き続き、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

以 上